



# ぽっかぽか

R3. 5. 6

No. 4

(保健だより) 下仁田中 保健室

## 全県 警戒度4 <R.3.5.4 より>

どんなことを私たちは知っていたらいいのか・・・

文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～ (2021.4.28 Ver. 6) を参考にして

### 変異ウイルスでも、やることは同じ <学校では>

#### 3つの密の回避！

- 教室の机の距離の確保
- 人数の多い1年生は、美術室の広い部屋で授業。
- 音楽の合唱は、食堂の広いスペースで行う。
- 体育の授業は、可能な限り屋外で。体育館では十分距離をとる。

#### マスクの着用！

- ◆できれば、この時期（警戒度が下がるまで）不織布のマスクを使用。
- マスクは正しくつける。



#### 手洗い！

- こまめな手洗い。こまめな手洗いで、手が荒れてしまい、ハンドクリームを使用したい場合は、担任に申し出てください。

#### ●給食前の消毒



特に、給食前にはアルコール消毒。皮膚の弱い生徒はしっかり手洗い。

### 変異ウイルスでも、やることは同じ <家庭では>

#### 感染源を学校に持ち込まない！

- 必ず、検温！家族で検温。1年近く検温をしてきていますので、**自分の平熱**は、全員わかっていると思います。ですから、

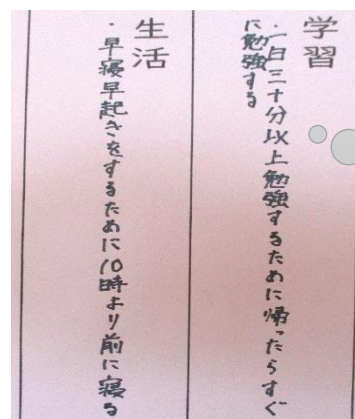
**平熱 + 1℃以上は登校しない。**

特に、この時期（警戒度が下がるまで）

- 家族で発熱者がいる場合は、登校を控える。
- 熱がなくても、のどの痛み、のどの違和感、だるさ等ある場合は、家で様子を見る。

#### 抵抗力をつける！

- 寝ている間に、抵抗力が高まり、傷ついた細胞も修復される。



**point** 午後10時には寝られるように、時間の使い方をしっかり考えよう！

- バランスのとれた食事をする。

3年生の教室の前に掲示されていました。先生も大賛成です！

## 参考までに

### 文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver. 6）から抜粋

**養護教諭が大事であると思ったところに、下線を引きました。**

#### <登下校>

公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること。利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること。利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること。多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること。

#### <臨時休業の判断について>

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要です。また、昨年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、長期にわたり臨時休業措置がとられたことで、学校が、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。一方、最近では国内で変異株の感染が拡大し、感染状況が厳しい状態が続いており、保護者や地域の方々などから、感染不安などを理由として学校の臨時休業を求める声もあります。こうした中でも、地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があります。もとより、学校が地域の感染源になるようなことは避けなければなりませんが、従来株に比べて感染力が高いとされる変異株であっても、現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られません（第1章2.（2）を参照）。こうしたことから、特に小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきと考えます。

#### <学校で感染者が発生した場合の臨時休業について>

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の可否等について、以下のとおり判断します。① 学校は設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況について伝えます。この情報を踏まえ、設置者（教育委員会）は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、学校及び設置者は保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力します。

② 同時に、校長は、感染した児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとります。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。③ 加えて、保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取ります。④ これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業とすることが考えられます。これ以外の場合には、学校教育活動を継続しますが、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられます。